

社会保障国民会議 第19回実務者会議 議事要旨

開催日時：令和8年7月16日 08時00分～09時00分

場 所：衆Ⅱ会館 与党政策大会議室

出席者：

自 民：小野寺五典議長、田村憲久議員、後藤茂之議員

維 新：梅村聡議員、猪瀬直樹議員

国 民：古川元久議員、浜口誠議員

中 道：赤羽一嘉議員、落合貴之議員

立 憲：石橋通宏議員、熊谷裕人議員

公 明：里見隆治議員、杉久武議員

みらい：峰島侑也議員、古川あおい議員

保 守：北村晴男議員

政 府：城内実全世代型社会保障改革担当大臣、岩田和親内閣府副大臣、
金子容三内閣府大臣政務官

（陪席：内閣官房人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部、総務省、財務省）

冒頭挨拶

<自民党（小野寺五典議長）>

本日は、前回に引き続き、中間とりまとめに向けた意見交換を行う。

中間とりまとめ案（給付付き税額控除の本格導入部分）

<自民党>

（小野寺五典議長）

まずは、前回お示しした中間取りまとめ案のうち、所得に連動したきめ細かな給付の本格導入部分について、各党に持ち帰っていただいた結果をご報告いただきたい。

今回の案についてご了解をいただけたら、その後「つなぎ」の議論を行い、双方を同じタイミングで、中間とりまとめとして親会議に上げたいと考えている。一步一步進めていきたいという趣旨で、本日お諮りした。

親会議から与えられたミッションは、中間とりまとめを夏前までに、ということである。今回の案を親会議に上げ、最終的に親会議で了承をいただくことになるが、私から報告するということができれば、各党のご意見は口頭でもご報

告させていただく。親会議の場でも、各党代表から改めてご発言をいただければと思う。親会議で継続的に議論することが合意されれば、新たなミッションが来るということもあり得る。

政府はこの中間とりまとめ案をもとに、今後、法案を作成することになるが、実際の最終案に対する各党の賛否の判断は、法案となって、国会での審議を経た上で行うということが基本である。ここで方向性について合意されたとしても、最終的な賛否は国会において、法案に基づいて議論された後に判断されるべきだと考える。

（後藤茂之議員）

自民党からご報告させていただく。我が党では、税制調査会と社会保障制度調査会の合同会議を行い、意見を聴取した。執行の部分に関して一部ご意見等はあったが、最終的には、本格導入部分について、会長一任ということになった。私としては、この本格導入部分について参加政党間で了解できれば、非常に意義深い、新たな制度であると思う。これまでの議論を受けた修文で、この場での意見も折り合いができてきていると感じている。ぜひここでご了解いただければありがたい。

一定の勤労性の所得の考え方について、ご意見があったが、雇用保険の適用ラインを書き足す修文もしている。有識者会議の専門的な知見を尊重しながら議論してきた中で、有識者会議は給与収入 106 万円と 74 万円の 2 つの案しか提示していないが、実務者会議で議論して書き足したということで、悪い書き方ではないのではないか。また、「強い意見」等の表現については、各党それぞれ自分の主張が強いということになってしまう。ご意見を伺い、議論を重ねて前進してきた成果が今の案であると思っている。

将来的な方向性について、「非課税世帯を含む中低所得者層が豊かな生活を享受できる社会を目指す」という修文のご提案があった。例えば社会保障制度や税制、あるいは給付付き税額控除、色々な制度のバランスの中でこぼれ落ちることがないように、全体として目配りしていくべきであるという認識は共有している。その上で、本格的な給付付き税額控除の導入に非課税世帯を含むと書きこむことについては、これまでの議論はそこまで進んでいないのではないかという印象である。

（田村憲久議員）

ひとまず中間とりまとめを親会議に上げ、その後の進め方は親会議の判断に

任せるということになるのではないか。

<日本維新の会>

(梅村聡議員)

日本維新の会では、税調平場の議論を党内で行った。今回の中間とりまとめ案には、私たち維新の会の思いがしっかり書き込まれたと認識し、我が党としては一任をいただいた。その上で、執行にあたり、特に自治体の負担軽減についてはしっかり取り組んでももらいたいということのみ付言させていただき、ご報告とさせていただきます。

維新の会としては、給付付き税額控除の本格導入に向けて引き続き検討は必要だと考えているが、現在の案で、一定程度こうした趣旨を読み込めると思う。

(猪瀬直樹議員)

「大阪城」を目指すということを明記すべきという意見があったが、我々も給付付き税額控除が本来の姿であると考えており、議論を続けることを強調することは重要だと思う。

<国民民主党>

(浜口誠議員)

我が党では、税調・社会保障調査会合同会議を行い、修文を含めた内容について、平場で報告をした。我々が要望した内容も盛り込まれていることを党内で共有し、参加した議員からは、了解をいただいた。質疑の中では、今回の給付付き税額控除の「つなぎ」はどうするのかといったことについて意見があった。「つなぎ」については今後のテーマにはなると思うが、党内で極めて関心が高いということをご報告させていただく。

(古川元久議員)

今回の部分だけを先に進めるということではなく、「つなぎ」まで議論した上で親会議に諮るということによいか。また、今回は「中間とりまとめ」であって、最終ではない。後の検討は政府に丸投げということではなく、この場でも議論が続けられるという認識であったが、その理解によいか。

<中道改革連合>

(赤羽一嘉議員)

中道、公明、立憲の３党での給付付き税額控除の PT が開かれ、その意見を受けて政調会長とも打ち合わせを行った結果、これまでの実務者会議において、「大阪城」についての言及が足りないという相当強い意見があった。文言を追加いただきたい。「将来的な方向性」の箇所でもいいかと思うが、「今回導入をめざす「所得に連動したきめ細かな給付」は、あくまで、本格的な「給付付き税額控除」を導入する第一歩であり、本格導入に向けて、引き続き議論を進め、非課税世帯を含む中低所得者層が豊かな生活を享受できる社会を目指すこととする。」と書いていただきたい。与野党からこうした意見が出ているはずであるので修文をお願いしたい。

勤労性の給付のラインについて、まず有識者会議からは、被用者保険の短時間労働者の適用ラインを超える所得約 32 万円超、給与収入でいえば約 106 万円超、あるいは、所得 0 円超、給与収入でいえば 74 万円超という意見があったということだった。これに対し、我々は、もう少し幅広く対象とすべきだと考えており、雇用保険適用ラインを超えることとなる水準、給与収入約 53 万円超とすべきという旨を修文で入れていただいた。この書きぶりについて、最初の 2 つは有識者会議で示され、その上で我々実務者会議は、この最後の 3 番目の約 53 万円超のラインを強く意見として申し上げたと明記すべきである。3 択ではなかったと分かる書き方にしていきたい。原案では、「有識者会議において、」として 2 つの例が示されていたので、問題はないはずである。

将来的な方向性について、我々が言っている「本格導入」というのは、令和 11 年度に始める制度のことではなく、その先の給付付き税額控除のことである。これによって中低所得者層の皆様が豊かな暮らしを享受できる社会を目指すというのが我々の主張だが、これが言い過ぎと言うのであれば、「引き続き議論を進める。」としても良い。これは必ず書き込んでいただかなければ了承できない。

（落合貴之議員）

総論として、給付付き税額控除の導入の議論が本格的に始まったことは、我々も大いに評価をしたいと思っている。

「年収の壁」の支援は、財源や規模次第ということだが、最大限考慮していただきたい。

昨日の党首討論で、総理から、中間取りまとめをもとに立法作業もするという発言があった。一方で、今の中間取りまとめ案は両論併記の部分も多く、論点整理的な要素が大きいと思う。このため、今回の論点整理が了解されたとし

ても、最終的な案に賛成するか反対するかは分からないということでよいか、確認したい。

<立憲民主党>

(石橋通宏議員)

今回の案をもって親会議に上げるのか、「つなぎ」の議論までした上で上げるのか、確認させていただきたい。我々は「つなぎ」の議論までした後でないと、評価はできないと考えている。立憲民主党はこの案に賛成ではないと明記していただきたい。

(熊谷裕人議員)

私たちも3党のPTに参加した上で、全議員総会で状況報告をし、対応について協議した。我々が本格的な給付付き税額控除の導入を一貫して求めてきた理由は、高所得者層などに有利な所得控除中心の税制から、税額控除を低い所得の人たちにも恩恵のある制度に転換するべきだということ、消費税の逆進性の解消のための制度とすること、そして、今の物価高に大変苦しんでいる低所得者の人たちを支援していくことであることを確認した。その上で、昨年の参議院選挙で、3ステップで、給付を行い、消費税減税を行い、そして給付付き税額控除の導入につなげていくということを公約として掲げたものをどのようにすべきかについて議論した。昨年の公約をした時点と比べて経済状況が変わっていることも踏まえ、様々な意見を頂戴した中で、党として一定の考え方をまとめた。今回の中間取りまとめにおいては、一定の勤労所得世代と社会保険料を納めている方だけが対象になっているという点で、給付付き税額控除というより、所得連動型の給付措置に過ぎないということを改めて確認させていただきたい。

大変苦しい生活の中で、低所得や無所得の世帯を含めた給付措置にはなっておらず、食品消費税率の減税、もしくはそれに代わる給付措置から接続していないことについて、強い問題意識を持たざるを得ない。現状に鑑みれば、中低所得の皆さん、とりわけ住民税非課税世帯の皆さんに対して、速やかに、この年度内にも給付を実施するべきではないかと考えている。そして、将来的にはこの中低所得や無所得の皆さんが給付の対象になるような、本格的な給付付き税額控除を導入するべきではないかと考えている。今回の取りまとめ案にある所得連動型制度については、左側の崖になって給付を受けられない方にも措置をお願いしたいと主張してきたが、そこについては合意が得られない部分が

多々あったので、不十分だと考えている。将来像についても、この取りまとめ案では両論併記されており、姿がきちんと示されていないため、物足りないものである。

この所得連動型の給付制度は、あくまでも 11 年度の実施で、これから議論する「つなぎ」が終わってからの姿を示したものであると考えているので、具体的な給付額や、閾値の部分については、不明確なままである。そのような状況では評価は困難であり、私たち立憲民主党としては、なかなか賛成しかねる。もし報告書を取りまとめることになれば、立憲民主党はこの案に賛成できないということを付記していただきたい。

<公明党（里見隆治議員）>

公明党も 3 党の PT に参加し、政調の役員会を開き、協議をした。今回提示されている所得に連動したきめ細かな給付は、将来の理想形となる給付付き税額控除につながる第一歩という意味においては、評価する。従って、今後の理想形に向けた議論を、非課税世帯含む中所得者等も視野に入れた議論を含め、行っていくことが大前提であるというスタンスである。

給与収入について、実務者会議での議論として 53 万円のラインを強調すべきという意見があったが、我々も同意見であり、3 つの案は並列ではなく、53 万より低い基準を用いるべきだと考えている。

前回、社会保障の様々な給付で対象とならない層についての様々な検討について、元の案では、「可能なものについては令和 11 年度から」と記載されているところ、「可能な限り」とする修文案を申し上げたが、これは残念ながら、原案通りとなっている。この間、事務局、政府側とも調整させていただき、例えば生活困窮者支援制度の改正については一定の見直しのタイミングがあるため、どうしても令和 11 年度にあわせて実施ができないものがあるという趣旨であり、裏を返せば、それ以外については、令和 11 年度までに同時実施することも十分目指せるものだということを確認したので、しっかり今後の議論を進めていただきたい。

この取りまとめ案を親会議に提出するということについては了解であるが、現時点では、支給額の財源も具体的な数字をもって明示されているわけではないので、最終的に、法律等となった場合はその場で改めて審議、議論させていただきたい。

親会議に報告した後の話だが、社会保障国民会議の配布資料には、「給付付き税額控除の議論を進める過程で明らかとなった社会保障制度の課題等につ

いて、改めて調整の上、協議を継続する。」とあるので、継続的に協議することがこの国民会議の役割であって、様々な課題について検討するというミッションを持っているという理解でよい。

＜チームみらい（古川あおい議員）＞

チームみらいとしては、この給付付き税額控除、所得に連動した形の給付が導入されることは非常に意義深いことだと考えている。給付カーブのかたちが台形になっていることなど、まだ数字が入っていない部分もあるので、その部分については、今は評価できないが、今回のとりまとめに書かれている方向性については了解である。

今後、パラメータや給付カーブの形状も含め結論が出て、この制度が実際に実施された際には、期待された通りに効果が出ているかを検証し、必要に応じて見直しを行っていくことが必要だと考える。その際、その効果を測定するためには、ビフォーの姿を把握しておかないと、制度が始まったアフターの姿と比べることができない。制度が始まるまでに2年あるので、今の年収や、勤労の状況等、制度の効果を継続的に検証し、見直しを見据えて必要なデータを制度導入前から取れるようにしておくことが重要である。

今後、説明資料などが役所で作られると思うが、制度の趣旨が伝わらないと意味が無い。例えば、年収が比較的低い方について、所得が増えると給付も増える仕組みとなっているのは、勤労するインセンティブのためだと思うが、その事実が伝わらなければ、インセンティブにならない。こうした情報を正確に伝えるという観点も意識していただきたい。

＜日本保守党（北村晴男議員）＞

2年後の本格的な導入を給付一本で行うことについては大反対であり、これを取りまとめに全く入っていないことが大変心外である。大反対の理由は、本格導入と言いながら、きめ細かいと言いながら、金融所得、利子所得、資産を全く考慮しない、極めて不完全な給付一本であることだ。今後、財源論を通じて、極めて無駄な増税を招くことは明白であり、これが日本の経済について悪影響を及ぼすだろう。改めて大反対であることとその理由を入れていただきたい。

最終的な給付付き税額控除への第一歩というお話があったが、第一歩と言いながら、第二歩目、第三歩目には辿り着かないだろうと予測している。金融所得、利子所得、資産を考慮した、完璧に近い給付付き税額控除制度が、2年の

期間をもってできないのであれば、永久にできないだろう。これはやる気がないことであり、相応の期間があってできないようであれば、役人も政治家も全員クビだ。

保守党として、この案に賛成ではないと明記していただきたい。

<城内実大臣>

小野寺議長そして各党の皆様におかれては、ここまで大変ご熱心にご参加、ご議論いただき、厚く感謝し御礼申し上げたい。また、各党の皆様からご指摘いただいた様々な意見については、政府としてしっかりと確認させていただきたい。中間とりまとめにおいては、制度の経過措置、いわゆる「つなぎ」の部分が残されているので、引き続きのご議論、ご理解、ご協力をどうぞよろしくお願いする。

まとめ、次回会議について

<自民党（小野寺五典議長）>

本日中道からいただいた修文のご提案については議長として引き取らせていただく。まずは、この原案について、「つなぎ」の部分も加えた上で親会議に報告させていただくということによろしいか。そのようにさせていただく。なお、ここまでの議論を形にしたイメージ図を作成しているので、配布する。

次回は、「つなぎ」の部分について各党のご意見を伺うこととしたい

（以上）